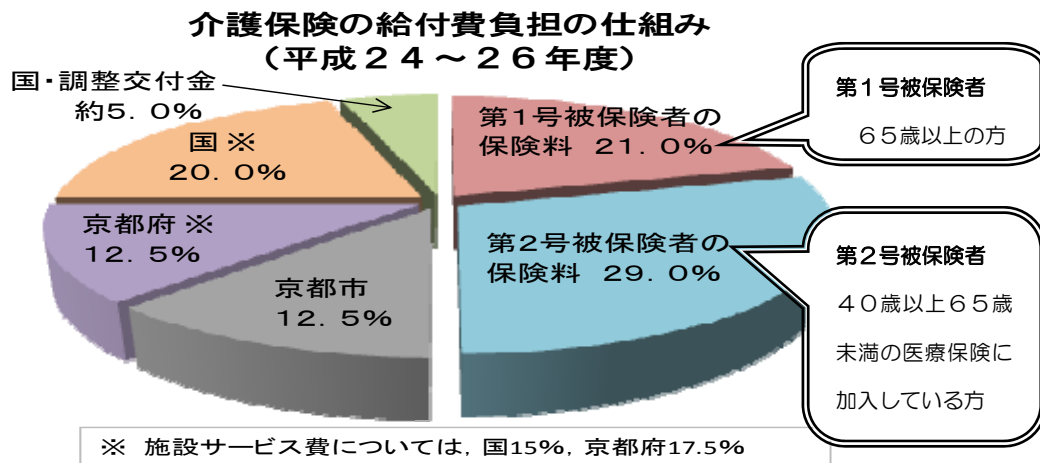


## 《参考》 第1号被保険者の介護保険料について

### 1 第1号被保険者の介護保険料の負担の仕組み

- 介護保険制度は、国、地方自治体、40歳以上の市民のそれぞれの負担によって、社会全体で高齢者の介護を支える社会保険制度であり、第5期計画期間の初年度である平成24年度から、保険給付費のうち第1号被保険者の負担割合が21%となる予定です。（第4期：20%）
- 第1号被保険者の介護保険料（以下「保険料」という。）は、市民に提供される総サービス量を反映しているため、介護サービスが充実し、サービス利用が多い市町村ほど保険料が高く設定されることとなります。



### 2 本市における保険給付費の状況及び第5期の見込み

- 保険料算定の基礎となる第5期計画期間中（平成24年度から平成26年度まで）の保険給付費・地域支援事業費（第6・第7で見込んだ各サービスを利用していただくために必要な費用）については、介護報酬改定等の、現時点では不確定な要素があるため、正確に算定できませんが、3,250億円から3,330億円程度となる見込みです。

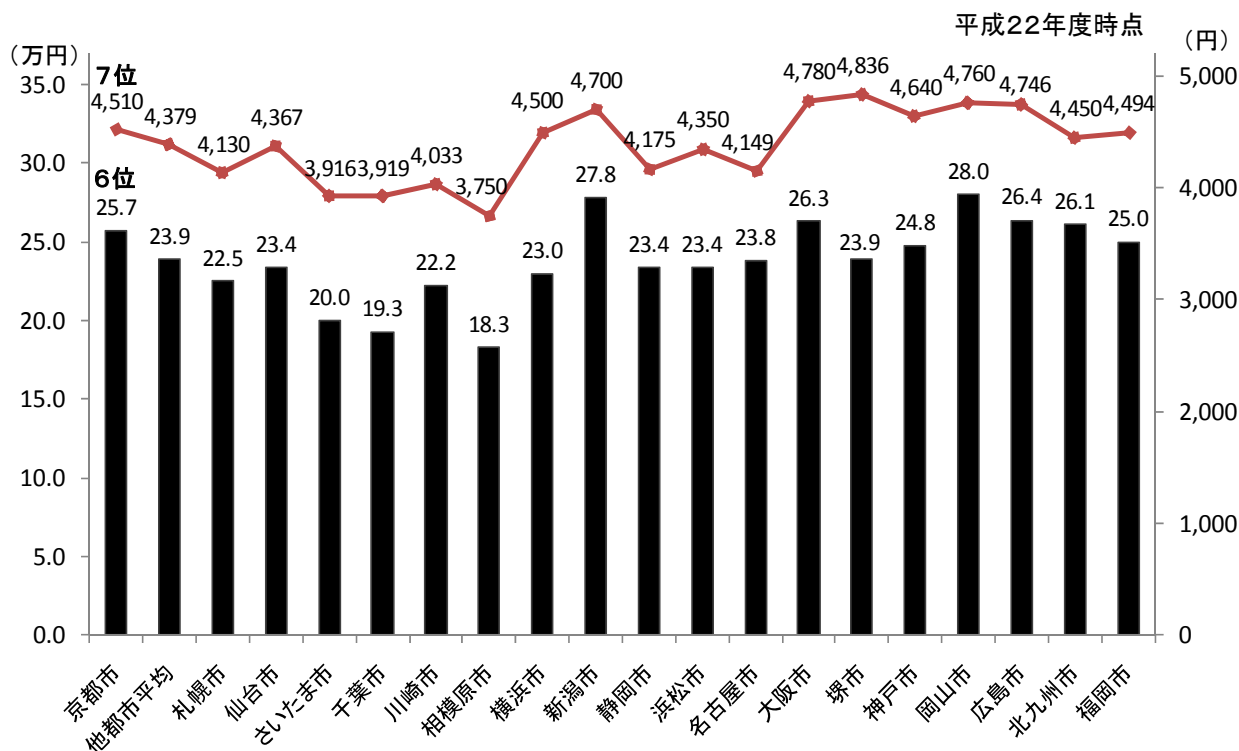
#### 【第5期における保険給付費等の見込み】

	第5期計画（見込み）	第4期計画
保険給付費	3,160億円～3,230億円	2,684億円
地域支援事業費	90億円～100億円	79億円
合計	3,250億円～3,330億円 (第4期比17.6%～20.5%上昇)	2,763億円

- 第3期計画期間においては、計画で見込んだサービス量よりもサービス利用実績が下回ったため、第3期計画期間中に積み立てた介護給付費準備基金を全額取り崩し、第4期保険料に充当することにより、保険料を引き下げました。
- 第4期計画期間においては、保険給付費が計画をやや上回って推移していることから、介護給付費準備基金の剰余をほとんど見込めず、取崩しによる保険料の上昇抑制は困難な見込みです。

＜第1期＞ 12～14年度	＜第2期＞ 15～17年度	＜第3期＞ 18～20年度	＜第4期＞ 21～23年度	＜第5期（計画）＞ 24～26年度
保険料 2,958円/月 給付費 （計画） 1,568億円 （実績） 1,687億円	保険料 3,866円/月 給付費 （計画） 2,185億円 （実績） 2,196億円	保険料 4,760円/月 給付費 （計画） 2,508億円 （実績） 2,344億円	保険料 4,510円/月 給付費 （計画） 2,684億円 （見込み） 2,732億円	給付費 （計画） 3,160億円 ～ 3,230億円
借入金 19億円 次期以降の 保険料で償還	借入金 14億円 次期以降の 保険料で償還	積立金 30億円 次期保険料の引下 げのため取崩し	積立金はほぼ 発生しない見込み	

（参考）政令指定都市における第1号被保険者1人当たりの保険給付費と保険料



資料：京都市保健福祉局長寿社会部介護保険課

### 3 第1号被保険者の保険料について

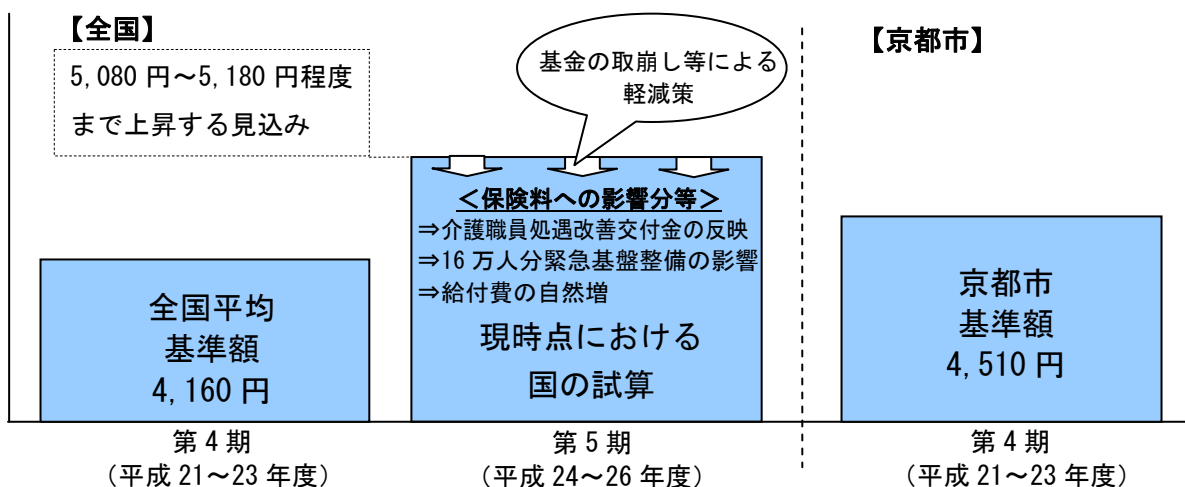
- 保険料基準額は、次の方法により算出します。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{保険給付費} \times \text{約} 21\% \text{ ※1} \\ + \text{地域支援事業費} \times 21\% \\ + \text{財政安定化基金拠出金} \\ - \text{京都府介護保険財政安定化基金の取崩しによる交付金} \end{array} \right] \div \left[ \begin{array}{l} \text{保険料の負担} \\ \text{割合で補正した} \\ \text{被保険者数} \end{array} \right] \div 12 \text{月} \text{ ※2}$$

※1 第1号被保険者の所得分布や75歳以上の後期高齢者の割合によって国の調整交付金が異なることから、第1号被保険者の負担割合は市町村ごとに異なります。標準的な市町村では21%となります。

※2 (各段階の第1号被保険者数×保険料率)の合計

- 第5期保険料については、今後予定されている介護報酬改定や、京都府介護保険財政安定化基金の取崩しによる交付金等の影響により、変動が見込まれ、現時点で具体的な算出を行うことは困難です。
- 全国平均の第4期保険料基準額（月額）は、4,160円となっていました。現時点における国の試算では、①介護職員の処遇改善、②緊急基盤整備の影響、③高齢化に伴う保険給付費の自然増等を踏まえ、全国平均の第5期保険料基準額（月額）は、5,080円～5,180円程度となることが示されています。
- また、第5期保険料については、上記①～③による影響のほか、保険給付費に対する第1号被保険者及び第2号被保険者それぞれの負担割合の見直しや、介護報酬の地域区分の変更等が見込まれます。
- 本市の第4期保険料基準額（月額）は4,510円と設定しましたが、今後の国の動向に留意しつつ、これらの影響を踏まえて、第5期保険料の設定を行っていく必要があります。



資料：第72回社会保障審議会介護給付費分科会（平成23年4月13日）を  
京都市保健福祉局長寿社会部介護保険課にて再構成

(参考) 第4期の第1号被保険者の保険料

所得段階区分		保険料率	年間保険料額 (月平均保険料額)		
第1段階	●本人が生活保護を受給している場合 ●本人が老齢福祉年金を受給し、 本人及びすべての世帯員が市民税非課税である場合	基準額×0.5	27,060円 (2,255円)		
第2段階	●本人及びすべての世帯員が市民税非課税の場合(本人が単身の場合を含む)			本人の前年の合計所得金額と前年中の課税年金収入額の合計額が80万円以下の場合	
第3段階		本人の前年の合計所得金額と前年中の課税年金収入額の合計額が80万円を超える場合	基準額×0.75	40,590円 (3,383円)	
第4段階	●本人が市民税非課税で、世帯員の中に市民税(減免前)課税者がある場合	本人の前年の合計所得金額と前年中の課税年金収入額の合計額が80万円以下の場合	基準額×0.9	48,708円 (4,059円)	
		本人の前年の合計所得金額と前年中の課税年金収入額の合計額が80万円を超える場合	基準額	54,120円 (4,510円)	
第5段階	●本人が市民税(減免前)課税の場合	前年の合計所得金額	125万円以下	基準額×1.1	59,532円 (4,961円)
第6段階			125万円超 200万円未満	基準額×1.25	67,650円 (5,638円)
第7段階			200万円以上 400万円未満	基準額×1.5	81,180円 (6,765円)
第8段階			400万円以上 700万円未満	基準額×1.75	94,710円 (7,893円)
第9段階			700万円以上	基準額×2.0	108,240円 (9,020円)